

## 第1章 総則

### 第1節 目的

第1条 大阪商業大学大学院（以下「本大学院」という。）は、地域に関する総合的、学際的な教授研究を行い、地域をめぐる諸問題の解決と政策の企画・立案に指導的役割を果たす人物を養成するとともに、精深な地域政策学の確立を目指すことを目的とする。

### 第2節 組織

第2条 本大学院に、地域政策学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 本大学院の課程は、博士課程及び修士課程とする。なお、博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）、後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は修士課程として取り扱うものとする。

3 研究科に、次の専攻を置く。

地域経済政策専攻

経営革新専攻

4 前項の専攻の収容定員は、次のとおりとする。

地域経済政策専攻

博士前期課程 入学定員 10名 収容定員 20名

博士後期課程 入学定員 3名 収容定員 9名

経営革新専攻

修士課程 入学定員 10名 収容定員 20名

第2条の2 前条に定める研究科・専攻の目的は、次のとおりとする。

地域政策学研究科

地域経済政策専攻

経済学、公共政策学や公共経営学、中小企業研究、地域研究としての歴史学や文化論等を有機的に関連させ、理論と実践を融合した地域政策学の研究教育を行う。

その過程を通じて、地域政策学を基盤に地域がかかえる諸課題にグローバルな知見から問題を発見し、解決策を企画・立案し、その解決策を運用するシステムを管理運営する高い能力を持った高度専門職業人及び研究者を育成する。

地域政策学研究科

経営革新専攻

経営学を基盤としながら、商学、会計学、法学、経営情報学、公共経営学等の分野

の知識の修得と実践教育及び研究を行う。

その過程を通じて、企業経営に関する高度な専門的知識とグローバル・マインドさらには崇高な倫理観をもち、地域経済の活性化に資する経営革新の担い手としての起業家やビジネスリーダーを育成する。

### 第3節 職員組織

第3条 本大学院に、次の職員を置く。

学長 研究科長 教授 事務員

第4条 研究科長は、学長の指示のもと、本大学院の学務を統括運営する。

### 第4節 大学院教授会

第5条 本大学院に大学院教授会を置き、学長及び研究科長並びに研究科担当の教授をもって組織する。

第6条 大学院教授会は、学長が定めるところにより次の事項を審議する。

- (1) 大学院担当教員に関する事項
- (2) 研究科における教育課程に関する事項
- (3) 学生の入学及び賞罰に関する事項
- (4) 学位論文の審査及び最終試験に関する事項
- (5) 課程修了の認定に関する事項
- (6) 学位の授与に関する事項
- (7) その他、研究科の教育研究に関する重要な事項として学長が諮問する事項

2 前項に定める審議事項については、大学院教授会の議を経て学長が決定する。

3 大学院教授会に関する規程は、別に定める。

### 第5節 学年、学期及び休業日

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の学期の期間を変更することができる。

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 本学園創立記念日（2月15日）
- (4) 春期休業 3月10日から3月31日まで
- (5) 夏期休業 8月1日から9月30日まで

(6) 冬期休業 12月25日から翌年1月10日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

## 第2章 大学院通則

### 第1節 修業年限及び在学年限

第10条 本大学院の博士課程の標準修業年限は、5年とし、これを博士前期課程2年、博士後期課程3年とする。

2 本大学院の修士課程の標準修業年限は、2年とする。

3 第43条により入学を許可された博士前期課程及び修士課程の社会人入学者は、入学当初に修業年限を3年以上とすることができる。

第11条 本大学院の博士前期課程及び修士課程の在学年限は、4年を超えることができない。

ただし、第17条第1項の規定により入学した者は、その在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。また、第43条により入学を許可された者は、6年を超えて在学することができない。

2 本大学院の博士後期課程の在学年限は、6年を超えることができない。

### 第2節 入学、編入学、休学、退学、転学、留学、除籍等

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事由があつて学長が許可した場合は、後期の始めに入学することができる。

第13条 本大学院の博士前期課程又は修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める

日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本大学院において認めた者

(10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

(11) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 本大学院の博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 外国の学校、又は前号の教育施設の教育課程を履修し、次に掲げる試験及び審査（以下「博士論文研究基礎力審査」という。）に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

ア 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

イ 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(8) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

第14条 本大学院への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

第15条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

第16条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人連署の在学誓書、その他の書類を提出するとともに、入学金及び学費を納入しなければならない。

い。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第17条 本大学院に編入学を志願する者がいるときは、選考の上、入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、大学院教授会の議を経て、学長が認定する。

第18条 保証人は、独立の生計を営み、保証人としての責務を確実に果たし得る者でなければならない。

2 保証人が死亡したとき、又はその資格を失ったときは、新たに保証人を定めて、直ちに届け出なければならない。

第19条 学生又は保証人が住所・氏名を変更したときは、直ちに届け出なければならない。

第20条 疾病その他の理由で3か月以上修学できない者は、保証人連署の願い書を提出し、学長の許可を得て休学することができる。（疾病による場合は、医師の診断書を添えなければならない。）

2 前項のほか、修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 休学期間は、当該年度末までとする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

4 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

5 休学期間は、第11条の在学期間には算入しない。

第21条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、大学院教授会の議を経て、学長の許可を得て復学することができる。

第22条 他の大学院への入学又は転学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

第23条 外国の大学院で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

第24条 学生が退学するには、その理由を明らかにし、保証人連署の願い書を提出して、学長の許可を受けなければならない。

2 前項により退学した者が再入学を願い出たときは、選考の上、許可することができる。ただし、再入学は1回を限度とする。

第25条 本大学院博士後期課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得した者が、学位論文提出のため引き続き在学しようとするときは、学年度末までに所定の手続きをしなければならない。

2 前項の手続きをしなかった者は、学年度末をもって退学した者として取り扱う。なお、この場合の退学した者の再入学は、退学後5年以内に限り、許可することができる。

第26条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 疾病その他の理由で、成業の見込みがないと認められた者
- (2) 定められた期日までに学費を納入しない者
- (3) 第11条に定める在学年限を超えた者
- (4) 第20条第4項に定める休学期間を超えて、なお就学できない者

2 前項第2号で除籍された者が復籍を願い出たときは、選考の上、許可することがある。ただし、復籍は1回を限度とする。

### 第3節 教育課程、履修方法等

第27条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

第28条 経営革新専攻修士課程に特別教育研究コース（以下「特別コース」という。）を置く。

2 特別コースに関する取扱いについては、別に定める。

第29条 授業科目の名称、分類、単位数及び履修方法は、別表第1のとおりとする。

第30条 各授業科目の単位計算方法は、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

2 演習及び特殊研究については、必要な学修等をもって所定の単位とする。

第31条 学生は、第29条に定める授業科目について、博士前期課程及び修士課程にあつては30単位以上、博士後期課程にあつては8単位を修得しなければならない。

第32条 学生は、博士前期課程及び修士課程にあつては指導教員が当該学生の教育研究上有益と認めるときは、学部の授業科目を履修することができる。ただし、履修することができる授業科目については、別に定める。

2 前項の規定により、履修した授業科目について修得した単位は、4単位を限度として修了の要件となる単位として認めることができる。

第33条 単位の認定は、筆記試験又はその他の方法によって行う。

2 試験は、学期末に行う。ただし、授業科目によっては、臨時に行うことがある。

第34条 授業科目の成績は、優（A）・良（B）・可（C）・不可（D）の4段階をもって表示

し、優 (A) ・良 (B) ・可 (C) を合格とする。

2 前項に定める授業科目の成績評価は、次の基準による。ただし、学費未納者の単位認定は行わない。

優 (A) (100～80点)

良 (B) (79～70点)

可 (C) (69～60点)

不可 (D) (59点以下)

3 入学前の既修得科目のうち、本大学院で認定した科目の表示は (N) とする。ただし、本大学院において科目等履修生として修得した単位に係る学修については、履修科目の成績をもって表示する。

第35条 本大学院博士前期課程及び修士課程においては、教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院（本大学院含む。）において修得した授業科目の単位（科目等履修生により修得した単位を含む。）を、本大学院において修得したものととして認定することができる。

2 前項の規定により修得したものととして認定できる単位については、10単位を限度として修了の要件となる単位として認めることができる。

第36条 本大学院博士前期課程及び修士課程においては、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修又は履修したものと同等のものとして認定できる単位については、前条の規定により認定された単位とは別に10単位を限度として修了の要件となる単位として認めることができる。

#### 第4節 課程の修了及び学位の授与

第37条 博士前期課程及び修士課程修了の要件は、博士前期課程又は修士課程に2年（第17条第1項により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数）以上在学し、定められた授業科目を所定の単位修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文又は当該論文に代わる特定課題の研究成果（博士前期課程においてはフィールド・リサーチ・ペーパー、修士課程においては事業化リサーチペーパー）を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者に限り1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士課程修了の要件は、博士課程に5年（博士前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、定められた授業科目を所定の単位修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最

終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者については、当該課程に3年（博士前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 3 第1項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程又は修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年（博士前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「博士前期課程又は修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（博士前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（博士前期課程又は修士課程における在学期間を含む。）」と読み替える。
- 4 第2項及び前項の規定にかかわらず、第13条第2項第2号から第7号までの一に該当する者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、定められた授業科目を所定の単位修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

第38条 本大学院の博士前期課程又は修士課程を修了した者には、大学院教授会の議を経て、学長が次の学位を授与する。

博士前期課程 修士（地域政策学）

修士課程 修士（経営学）

- 2 本大学院の博士課程を修了した者には、大学院教授会の議を経て、学長が博士（地域政策学）の学位を授与する。
- 3 前項に定めるもののほか、本大学院の博士課程を修了しない者が、博士の学位の授与を申請し、論文を提出して、その審査及び最終試験に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同等以上の学力があると認定された場合にも学位を授与する。
- 4 特別コースを修了した者については、特別コース修了書を授与する。
- 5 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第5節 教員免許状授与の所要資格の取得

第39条 中学校教諭専修免許状授与又は高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を得ようとする学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める基礎資格並びに単位を修得しなければならない。

- 2 本大学院において取得できる教育職員免許状は、次のとおりである。

地域経済政策専攻 博士前期課程

中学校教諭専修免許状 社会

高等学校教諭専修免許状 公民

## 第6節 賞罰

第40条 学生として表彰に値する行為があった者は、大学院教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

第41条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、大学院教授会の議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者

(2) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(3) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第7節 外国人留学生及び社会人入学生

第42条 外国人で、大学院において研究を行い、教育を受ける目的をもって、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第43条 実社会において実務に携わっている者、又は地域政策に対して興味がある者で、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、社会人入学生として入学を許可することができる。

## 第8節 委託生、研究生、聴講生、特別聴講生及び科目等履修生

第44条 官庁又は公共団体等の推薦により1年以上を在学期間とし、本大学院の授業科目を定めてその履修を志願する者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、委託生として入学を許可することができる。

第45条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

第46条 本大学院において、授業科目の一部の聴講を志願する者があるときは、本大学院生の修学に支障のない場合に限り、選考の上、聴講を許可することができる。

第47条 他の大学大学院生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別聴講生として許可することができる。

第48条 本大学院の授業科目の一部について履修を願い出る者があるときは、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 科目等履修生が、その履修した授業科目について試験を受け合格したときは、所定の単位

を修得したものと認めることがある。

3 科目等履修生の規程については、別に定める。

第49条 委託生、研究生及び聴講生で履修、聴講授業科目の試験に合格した者には、願い出によってその修了証明書を交付する。

第50条 委託生、研究生、聴講生、特別聴講生及び科目等履修生には、第37条及び第38条を除き本学則を準用する。

#### 第9節 入学検定料、入学金及び学費

第51条 入学検定料、入学金及び学費の金額は、別表第2のとおりとする。

第52条 学費は、次により分納しなければならない。

前期 4月～9月

後期 10月～3月

2 納入方法等は、別に定める。

第53条 納入した入学検定料、入学金、学費は還付しない。ただし、定められた期日までに入学辞退を申し出た場合には、既納の学費を還付することがある。

2 前項の入学辞退の方法については、別に定める。

第54条 留学の学費は、減免することができる。

2 休学期間中の学費は徴収しない。ただし、休学期間中は、在籍料を納入しなければならない。

#### 第3章 補則

第55条 この学則の改廃は、大学院教授会の議を経て理事会が行う。

##### 附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

##### 附 則

1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

2 平成10年度以前入学生については、第56条を除き、なお従前の規定による。

##### 附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

##### 附 則

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

2 平成13年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、第14条に定める学期の変更、第36条の2に定める学部の授業科目履修、第34条に定める科目群としての自由科目群及び設置科目としての地域経済政策専攻博士前期課程の地域政策研究科目群の「地域構造論」「環境経済論」、地域経済研究科目群の「マーケティング管理論」「流通

経済論」「交通経済論」「貿易と経済発展」「企業理論」「社会政策論」、比較地域研究科目群の「韓国経済研究」「現代社会とジェンダー」「東アジアの社会と文化」、自由科目群の「外国文献研究（英語）」「外国文献研究（韓国語）」「外国文献研究（中国語）」については、平成13年度以前に入学した学生についても適用する。

附 則

この学則は、平成14年9月30日から施行する。ただし、第58条については、平成14年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、第34条に定める設置科目としての地域経済政策専攻博士前期課程の地域研究分析手法基礎科目群の「会計学研究Ⅰ」「会計学研究Ⅱ」については、平成14年度以前に入学した学生についても適用する。

附 則

この学則は、平成15年7月17日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、第34条に定める設置科目としての地域経済政策専攻博士前期課程の比較地域研究科目群の「中国経済研究」については、平成15年度以前に入学した学生についても適用する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度以前入学生は、なお従前の規定による。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、地域経済政策専攻においては、第29条に定める地域経済政策専攻専修科目群地域政策研究科目の「地

域政策特殊講義」、地域経済研究科目の「地域経済特殊講義」及び比較地域研究科目の「比較地域特殊講義」は、平成22年度以前入学生にも適用する。なお、専修科目群地域政策研究科目の「地域政策特殊講義」、地域経済研究科目の「地域経済特殊講義」及び比較地域研究科目の「比較地域特殊講義」を修得した場合は、従前の地域経済政策専攻自由科目群の単位として取り扱う。また、経営革新専攻においては、第29条に定める専修科目群事業創造系科目の「マーケティング論」は、平成22年度以前入学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成23年7月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この学則は平成24年5月23日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1—1及び第1—2は、平成26年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前入学生は、第6条、第52条、第55条及び別表第2を除き、なお従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。

附 則

この学則は、平成29年3月24日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。

附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1—1 地域経済政策専攻（第29条関係）

【博士前期課程】

(1) 授業科目

		授業科目	単位数			教職課程対象科目	
			必修	選択	自由	中学社会	高校公民
専修 科目 群	地域 政策 研究 科目	地域政策論		2		2	2
		都市政策論		2		2	2
		都市計画論		2			
		産業政策論		2		2	2
		交通政策論		2		2	2
		環境経済論		2			
		地域経営論		2			
		NPO政策論		2			
		地域政策特殊講義		1			
	地域 経済 研究 科目	地域経済論		2		2	2
		都市経済論		2			
		産業論		2		2	2
		中小企業研究		2		2	2
		交通経済論		2		2	2
		グローバル化と中小企業		2		2	2
		文化経済論		2			
		地方財政論		2		2	2
		福祉経済論		2			
	地域経済特殊講義		1				
	比較 地域 研究 科目	関西経済研究		2		2	2
関西文化研究			2				
中国経済研究			2		2	2	
東アジア地域経済研究			2		2	2	
アセアン・南アジア地域経済研究			2				
グローバル経済論			2				
比較公共政策論			2				

	比較社会思想論		2			
	東アジアの社会と文化		2			
	比較地域特殊講義		1			
地域研究	マクロ経済分析		2			
分析手法	応用ミクロ経済論		2		2	2
基礎科目	応用社会調査論		2		2	2
群	地域情報システム論		2		2	
演習科目	演習Ⅰ	4				
	演習Ⅱ	8				

(2) 履修方法：学生は、次に定める方法により、演習12単位を含めて合計30単位以上を修得すること。

ア 専修科目群の地域政策研究科目、地域経済研究科目及び比較地域研究科目の各科目から、それぞれ2単位以上、かつ、合計12単位以上、地域研究分析手法基礎科目群の各科目から2単位以上修得すること。

イ 同一研究科内の他専攻の講義科目8単位までは、指導教授の承認を得て履修することが認められ、修了要件単位に含めることができる。

(3) 中学校教諭専修免許状（社会）又は高等学校教諭専修免許状（公民）を得ようとする学生は、それぞれ表中の教職課程対象科目（中学社会）又は教職課程対象科目（高校公民）から、合計24単位以上を修得すること。

#### 【博士後期課程】

##### (1) 授業科目

授業科目	単位数			備考
	必修	選択必修	選択	
地域経済特殊研究		4		4単位選択必修
地域政策特殊研究		4		
比較地域特殊研究		4		
地域問題特論Ⅰ		1		4単位選択必修
地域問題特論Ⅱ		1		
地域問題特論Ⅲ		1		
地域問題特論Ⅳ		1		
地域問題特論Ⅴ		1		
地域問題特論Ⅵ		1		

地域問題特論Ⅶ		1		
地域問題特論Ⅷ		1		
地域問題特論Ⅸ		1		
地域問題特論Ⅹ		1		
地域問題特論ⅩⅠ		1		
地域問題特論ⅩⅡ		1		

(2) 履修方法：上記の必修及び選択の要件を充足し、合計8単位を修得すること。

別表第1—2 経営革新専攻（第29条関係）

【修士課程】

(1) 授業科目

\*：特別コース科目

授業科目		単位数		
		必修	選択	自由
コア科目群	戦略経営論		2	
	グローバル・ビジネス・モデル論		2	
	ビジネスリーダー論		2	
	国際ビジネス論		2	
専修事業科目群	ベンチャー企業経営論		2	
	中小企業経営論		2	
	マーケティング論		2	
	マーケティング・リサーチ論		2	
	サービス経営論		2	
	商業経営論		2	
	e—ビジネス論		2	
	イノベーション論		2	
	ビジネス・デザイン論		2	
	マネジメント	CSR論		2
	コーポレート・ガバナンス論		2	
	人的資源管理論		2	
	ナレッジ・マネジメント論		2	
	財務会計研究		2	

ト 系 科 目	現代会計研究		2	
	管理会計研究		2	
	ロジスティクス論		2	
	ネットワーク論		2	
	経営品質論		2	
	企業ファイナンス論		2	
	企業法務論		2	
	知的財産権論		2	
特別コ ース科 目	フィールドスタディ		2	
	IR概論		2*	
	IRマネジメント論		2*	
	IR制度		2*	
	IR実務		2*	
	IR海外研修		2*	
	統計的意思決定論		2*	
	依存症論		2*	
	観光政策論		2*	
	IR特殊講義		2*	
演習科 目群	演習 I	4		
	演習 II	8		

(2) 履修方法：学生は、次に定める方法により、演習12単位を含めて合計30単位以上を修得すること。

ア コア科目群から4単位以上、専修科目群から10単位以上修得すること。

イ 同一研究科内の他専攻の講義科目8単位までは、指導教授の承認を得て履修することが認められ、修了要件単位に含めることができる。ただし、特別コースにあつては、他専攻の講義科目を履修した場合でも、修了要件単位に含めることはできない。

ウ 特別コースにあつては、演習12単位を含めて合計30単位以上修得すること。ただし、コア科目群から2単位以上、専修科目群の事業創造系科目及びマネジメント系科目からそれぞれ2単位以上を含む4単位以上、特別コース科目から12単位以上履修すること。

(3) コース辞退の課程修了：特別コースの修了要件を満たさない場合でも、第37条に定める要件を満たす場合は、申請により所属専攻の課程を修了することができる。

別表第2（第51条関係）

- 1 入学検定料 30,000円
- 2 入学金・学費（授業料及び教育充実費）

（単位：円）

種別	年額	前期	後期
入学金	200,000	200,000	
授業料	500,000	250,000	250,000
教育充実費	200,000	100,000	100,000
合計	900,000	550,000	350,000

- 3 編入学、再入学、休学、復学、復籍、委託生、研究生、聴講生、特別聴講生、科目等履修生にかかる入学検定料、入学金、学費等については、別に定める。
- 4 入学検定料、入学金及び学費の減免については、別に定める。